平成26年度税財政等に関する提案

（全国知事会）

平成25年10月30日

Ⅰ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

１　中期財政計画に基づく一般財源総額の確保

《 平成26年度税財政等に関する提案（H25.10全国知事会）（抜粋）》

「中期財政計画」においては、地方財政について、国の歳出の見直しと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの方針が明記された。

平成26年度地方財政計画策定にあたっては、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実や消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、地方の社会保障関係費の自然増及び社会保障支出以外の経費の消費税率引上げに伴う歳出の増について、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。地方が、地域経済の活性化、雇用対策、教育、医療、子育て支援や高齢者対策等の福祉、安全、国土強靱化のための防災・減災等の行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。

特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大する虞がある中、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されることが経済効果を地域の隅々に波及させるために必要であり、その総額を確保するとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すべきである。

社会保障・税一体改革に伴う地方歳出の増加について

富山県資料

		国・地方（3%引上げ時） [H26.4～8%]			国・地方（5%引上げ時（平年度）） [H27.10～10%]		
			国	地方		国	地方
消費税収（国・地方）	A	7.8兆円程度 (3%)	5.4兆円程度 (2.08%)	2.4兆円程度 (0.92%)	13.5兆円程度 (5%)	9.3兆円程度 (3.46%)	4.2兆円程度 (1.54%)
社会保障の充実	B	1.1兆円程度	0.8兆円程度	0.3兆円程度	2.7兆円程度	1.85兆円程度	0.85兆円程度
社会保障の安定化	C＝A－B	6.7兆円程度	4.6兆円程度	2.1兆円程度	10.8兆円程度	7.5兆円程度	3.3兆円程度
年金国庫負担金の2分の1 （平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）	a	2.9兆円程度	2.9兆円程度	―	2.9兆円程度	2.9兆円程度	―
消費税引上げに伴う 社会保障支出の増（はね返り増）	b	0.2兆円程度	0.18兆円程度	0.03兆円程度	0.8兆円程度	0.7兆円程度	0.1兆円程度
後代へのつけ回しの軽減	C−a−b	3.6兆円程度	1.5兆円程度	2.1兆円程度	7.0兆円程度	3.8兆円程度	3.2兆円程度

（参考）

社会保障支出の自然増	1.8兆円程度／年	1兆円程度／年	0.8兆円程度／年	1.8兆円程度／年	1兆円程度／年	0.8兆円程度／年
社会保障4経費以外の 消費税引上げに伴う支出増 （はね返り増）	0.8兆円程度	0.4兆円程度	0.4兆円程度	1.4兆円程度	0.7兆円程度	0.7兆円程度

（注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
（注）社会保障支出の自然増については、Cを財源として措置することが考えられる。
（注）内閣府資料（H24）、財務省資料（H25）、総務省資料(H25)より作成。
（注）社会保障の充実、社会保障の安定化等の国・地方の内訳は、一定の仮定のもとで試算。

地方一般財源総額

○ 地方の一般財源総額については、安定的な財政運営を行うことができるよう、近年、同水準を確保。

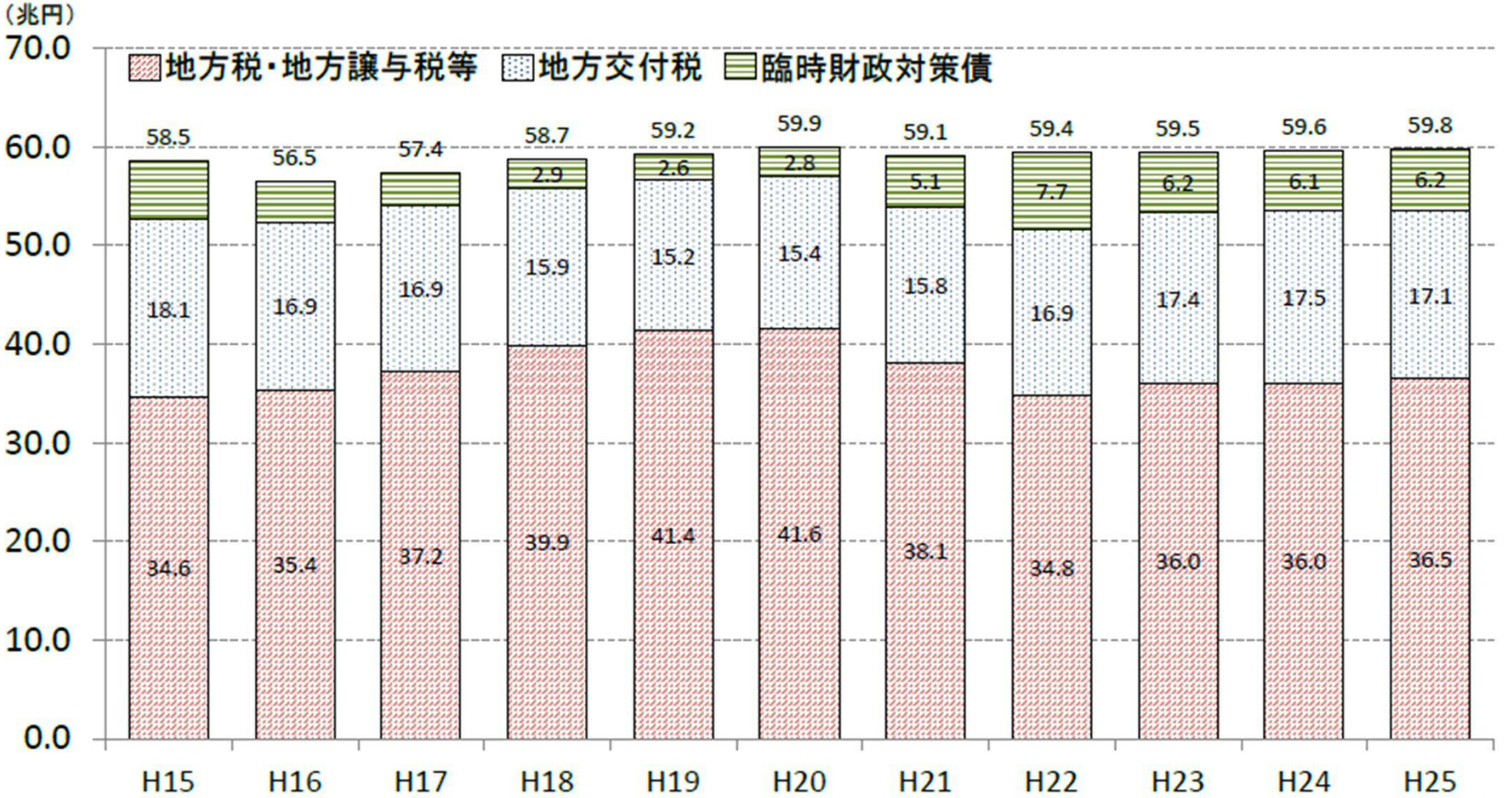

※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

「中期財政計画」(H25.8.8閣議了解)における地方行財政関係部分(抜粋)

◎当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－＜平成25年8月8日閣議了解＞

Ⅱ. 財政健全化に向けた目標

○ 経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

○ そうした取組の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

Ⅲ. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1 基本的な取組

○ 当面、平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて、平成26年度(2014年度)及び平成27年度(2015年度)の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する。平成27年度(2015年度)の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度(2013年度)から17兆円程度改善する必要がある。
まずは、国・地方の基礎的財政収支赤字の大宗を占める国の一般会計の基礎的財政収支赤字について改善を図る必要があり、歳出・歳入両面で最大限努力する。

○ これらにより、国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも、平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善し、平成26年度予算においては▲19兆円程度、平成27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を目指す。

○ 地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

２ 歳出面・歳入面の取組

○ 地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

Ⅳ. 平成32年度（2020年度）の目標達成に向けて

○ 各年度の予算において、歳出面においては、無駄の排除などを通じて基礎的財政収支対象経費を極力抑制しつつ、経済成長によりGDPを増大させることにより、基礎的財政収支対象経費の対GDP比を逓減させていくことを基本とする。

○ 歳入面においては、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図っていくことを基本とする。さらに、これらの努力を継続する中で、人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討する。

（別紙）基礎的財政収支の見通し

○国・地方の基礎的財政収支

平成25年度（2013年度）▲34.0兆円 → 平成27年度（2015年度）▲17.1兆円程度

○国の一般会計の基礎的財政収支の目安

	平成25年度 （2013年度）	平成26年度 （2014年度）	平成27年度 （2015年度）
国の一般会計の基礎的財政収支の目安	▲23兆円	▲19兆円程度	▲15兆円程度

Ⅰ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

２　歳出特別枠の堅持

《 平成26年度税財政等に関する提案（H25.10全国知事会）（抜粋）》

「骨太の方針」及び「中期財政計画」において、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることとされており、特に、リーマンショック後に創設された地域経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠などを、経済再生に合わせ、削減する必要があるとされている。我が国経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されていないことから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること、また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業について同様に明確に措置すべきであることから、これらの措置がなされるまでの間は、地方が責任をもって地域の活性化の取組みを実施するための財政措置を堅持すべきである。

歳出特別枠・別枠加算の推移

１．地方財政計画における歳出特別枠

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000	－	－
地域雇用創出推進費	－	5,000	－	－	－	－
地域活性化・雇用等対策費	－	－	9,850	12,000	－	－
地域経済基盤強化・雇用等対策費	－	－	－	－	14,950	14,950
計	4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	14,950

２．地方交付税の別枠加算

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
別枠加算（※）	－	10,000	14,850	12,650	10,500	9,900

（※）既往法定加算等及び臨時財政対策特例加算とは別枠でなされる、地方の財源不足の状況等を踏まえた加算。

国を大きく上回る行財政改革の実施

社会保障関係費が増加する中で、給与関係費や投資的経費を大幅に削減

【地方財政計画の推移】

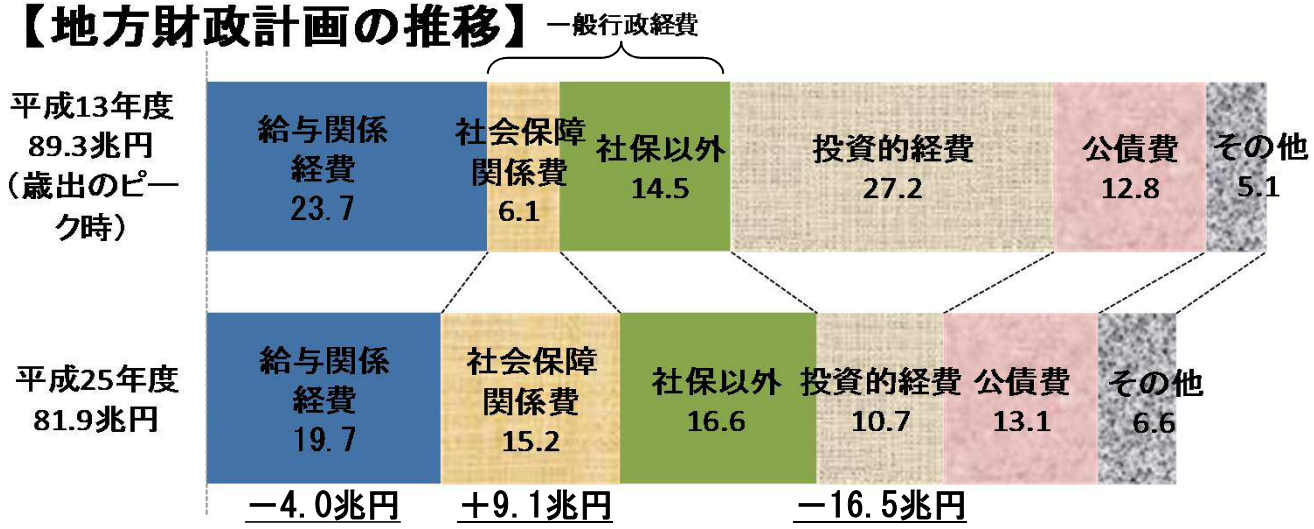

（注）内訳が公表されていない一般行政経費（単独分）に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】

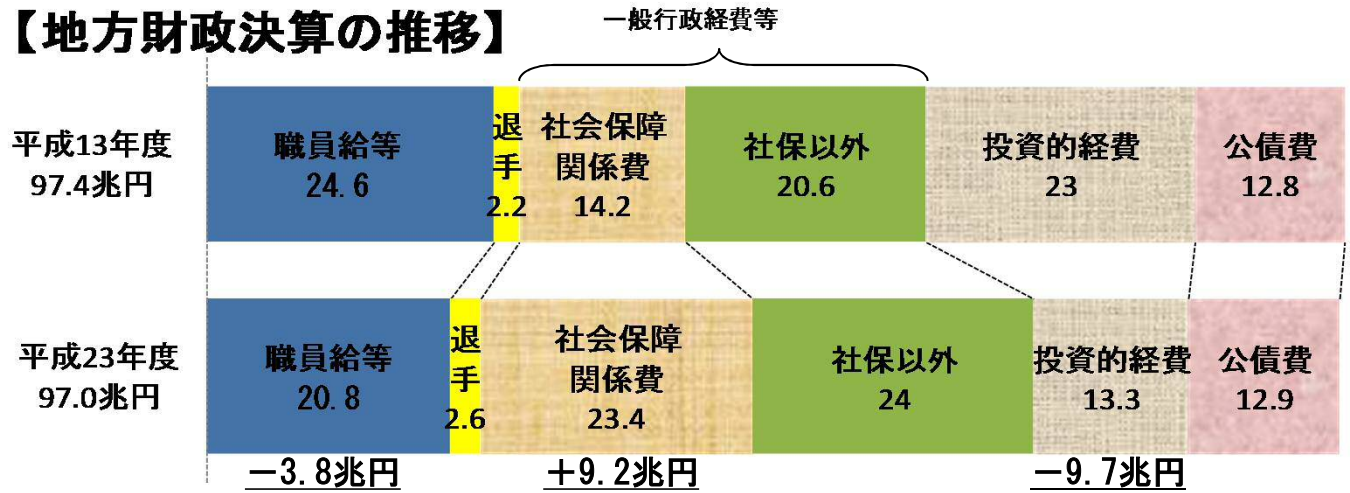

（注）社会保障関係費は、一般行政経費（単独分）相当分（乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み）を含む。

地方財源不足の推移

総務省資料

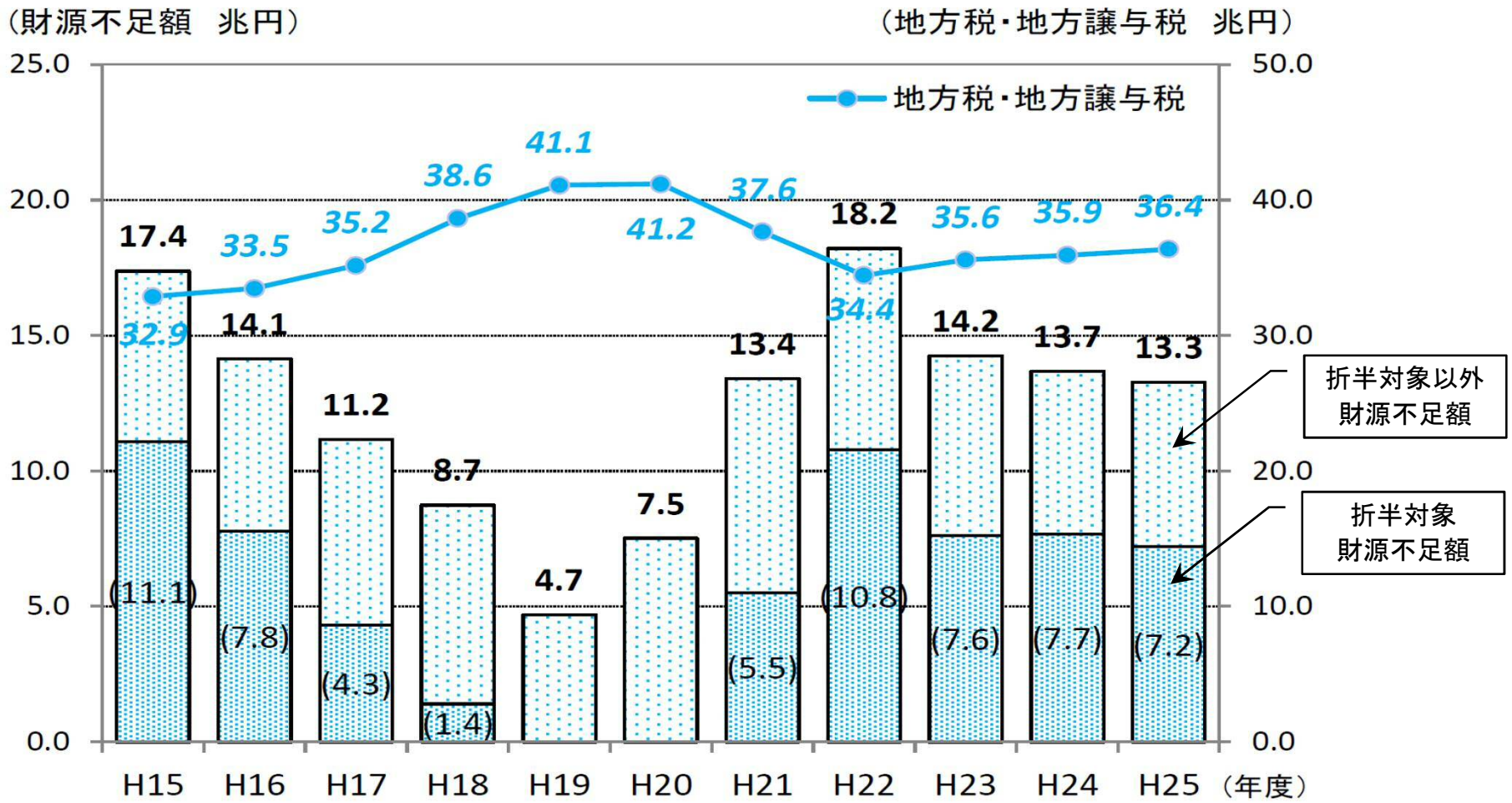

※（　）は折半対象財源不足額。

Ⅰ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

３　地方公務員給与の取扱い

《 平成26年度税財政等に関する提案（H25.10全国知事会）（抜粋）》

地方公務員給与費については、平成25年度地方財政計画において、平成25年７月から９ヶ月間、国家公務員と同様の給与削減が実施されることを前提に地方公務員給与費約8,500億円（義務教育費国庫負担金等約650億円を含む。）が削減され、平成25年３月に地方交付税法が改正された。

地方の行革努力を適切に評価せず、地方の固有財源を国の政策目的を達成する手段として活用することは極めて不適切であり、地域経済再生に向けた取組みを国・地方一丸となって進める必要がある中で、地域の消費腰折れを回避しなければならないとの観点からも、平成26年度以降は二度と行うべきではない。

（参考）地方公務員給与のあり方についての提言（平成２５年７月９日全国知事会）＜抜粋＞

２ 地方公務員の給与のあり方

・地方公務員の給与は、地方自治法及び地方公務員法により、それぞれの地方公共団体が議会の議決を経て、条例に基づいて自主的に決定するものとされており、国が地方公務員の給与削減を実質的に強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。地方の自主性を尊重し、給与の引下げ要請は今回限りとし、二度と行わないこと。

・地方公務員法第24 条第3 項では、地方公務員給与は、国家公務員給与のみでなく生計費、他の自治体の給与、民間給与その他の事情を考慮するものとされており、労働基本権の制約の代償措置として、中立的な立場から民間給与等を総合勘案して行われる人事委員会勧告を尊重すべきであって、安易に国家公務員給与のみと比較しないこと。

３ 国と地方の協議

・今回は、「国と地方の協議の場」での十分な協議を経ることなく要請がなされたが、こうした問題の対処の決定に当たっては、国と地方双方の納得を得ることが必要であり、今回のように一方的な地方への要請は、二度と行わないこと。
・今後の国・地方の公務員の総人件費や給与制度のあり方については、国と地方の検討の場を設け、地方と十分協議を行うこと。

国を大きく上回る行財政改革の実施

給与カットの実施

○全ての都道府県で独自カットを実施。H11年度から24年度までの削減実績は２兆円を超える

●一方、国はH24年度及び25年度の2ヵ年で約6,000億円の給与カット

○H25における地方公務員給与の減額要請に対しては、地方公共団体のうち49.7%が削減の取組を実施し、都道府県については、87.3%が実施。（H25.6.7総務省調べ）

職員数の削減

○地方公務員の数はH6：328万人（ピーク時）
→H24:277万人（51万人、16%の減）

○都道府県の職員数（一般行政）は、H13年度から23年度までに１９％減少

●一方、国の非現業職員は、H13年度から23年度までに３％の減少にとどまる

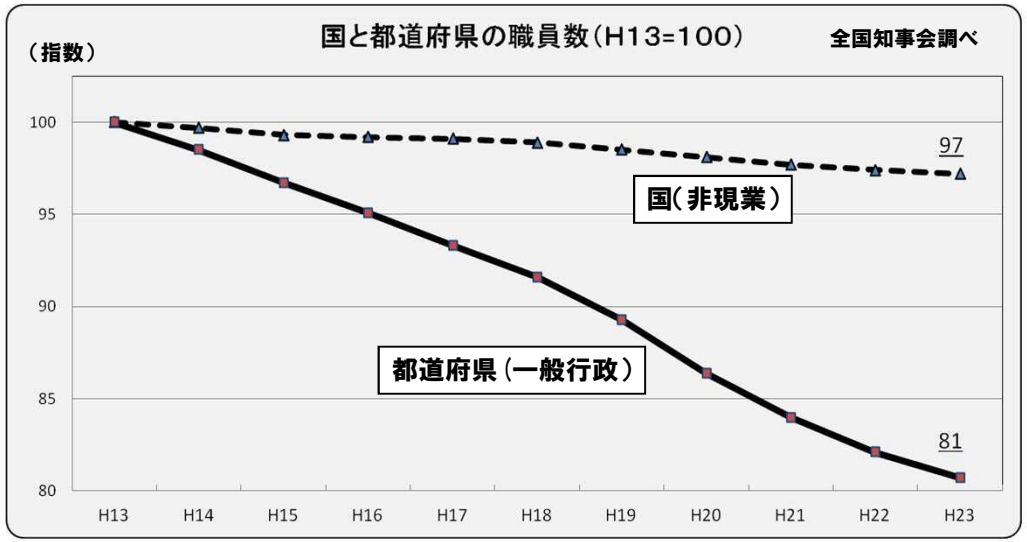

（注）職員数は独立行政法人化及び地方独立行政法人化による減員を除いて指数化

市町村合併の進展

○市町村合併の進展等により、市町村の数はH11：3,232団体→H24：1,719団体となりほぼ半減。議員数も半減（▲49%）、職員数は２割減（▲18%）

地方公共団体における給与減額措置の実施状況

総務省資料

平成２５年度における地方公務員給与の減額要請に対する地方公共団体の実施状況（１０月１日現在）を調査し、その回答を取りまとめたもの。

団体区分別の実施状況

	現時点で国と同等の給与水準抑制済（注1） a	国の要請等を踏まえた給与減額を施行済 b	実施予定・協議中 c～eの計	実施予定（条例議決済）（注2） c	実施予定（議会提出済又は提出予定）（注3） d	職員団体と協議中 e	合計 a～eの計	検討中又は今後検討 f	議会で否決 g	実施予定なし h	団体数
都道府県	2 (4.3%)	42 (89.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	**44** (93.6%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	47
指定都市	0 (0.0%)	17 (85.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	**17** (85.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	20
市区町村	209 (12.1%)	1,010 (58.7%)	31 (1.8%)	3 (0.2%)	7 (0.4%)	21 (1.2%)	**1,250** (72.6%)	201 (11.7%)	20 (1.2%)	251 (14.6%)	1,722
合計	211 (11.8%)	1,069 (59.8%)	31 (1.7%)	3 (0.2%)	7 (0.4%)	21 (1.2%)	**1,311** (73.3%)	203 (11.3%)	20 (1.1%)	255 (14.3%)	1,789

（注）
1. 現時点で国の特例減額と同等の給与水準の抑制がされていることから、新たな取組は不要と判断している場合。
2. 給与減額条例は議決済だが施行日が10月2日以降の場合。
3. 職員団体との協議等が終了し、議会に提出済み、又は、次回の議会又は臨時議会で給与減額条例案を提出予定の場合。

Ⅱ　税制抜本改革の推進

１　地方法人特別税の抜本的な見直し

《 平成26年度税財政等に関する提案（H25.10全国知事会）（抜粋）》

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立を図るとともに、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

２　税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大２倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。そのため、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、税源の偏在是正策を講じることが必要不可欠である。

このため、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る観点から、まずは、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきである。

平成２３年度地方法人特別譲与税による影響額実績

※地方法人特別税は、平成23年２月から平成24年１月までに国に払い込まれた額。
※地方法人特別譲与税は、平成23年度５月、８月、11月、２月期の譲与額の合計。（東京都は加算額46億円を含む。）

（単位：億円）

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	増減 B－A＝C
北海道	431	643	212
青森県	90	158	68
岩手県	88	155	67
宮城県	234	279	44
秋田県	67	127	60
山形県	82	139	57
福島県	201	239	38
茨城県	338	346	8
栃木県	225	240	15
群馬県	219	242	23
埼玉県	574	770	196
千葉県	541	651	110
東京都	3,502	1,991	▲ 1,510
神奈川県	905	991	86
新潟県	261	287	26
富山県	132	137	5
石川県	143	145	3
福井県	131	100	▲ 31
山梨県	137	103	▲ 34
長野県	197	260	63
岐阜県	224	247	23
静岡県	492	463	▲ 29
愛知県	1,055	933	▲ 121
三重県	223	221	▲ 2

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	増減 B－A＝C
滋賀県	204	166	▲ 38
京都府	310	314	4
大阪府	1,296	1,130	▲ 166
兵庫県	557	635	78
奈良県	75	145	71
和歌山県	82	114	32
鳥取県	46	69	23
島根県	65	86	20
岡山県	209	228	18
広島県	344	348	5
山口県	158	170	13
徳島県	105	91	▲ 14
香川県	125	121	▲ 5
愛媛県	158	167	9
高知県	46	87	40
福岡県	425	600	175
佐賀県	86	100	14
長崎県	109	163	54
熊本県	136	206	70
大分県	100	140	40
宮崎県	88	130	42
鹿児島県	113	196	83
沖縄県	99	155	56
合計	15,427	15,427	0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口（8月譲与分まではH17国勢調査、11月譲与分からはH22国勢調査）及び
　従業者数（5月譲与分はH18事業所企業統計調査、8月譲与分からはH21経済センサス基礎調査）で按分。
※四捨五入により計が一致しないところがある。

（H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より）

人口一人当たり税収額の指数（H23決算額）

地方税計

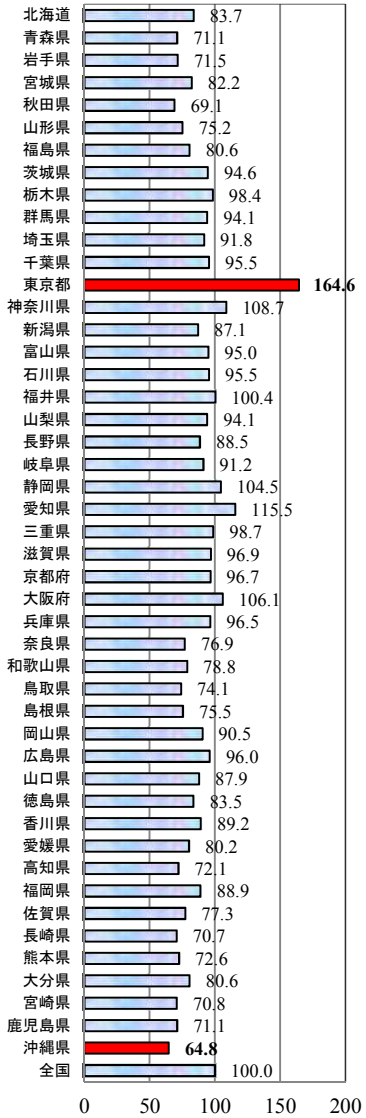

最大／最小：2．5倍
35．2兆円

個人住民税

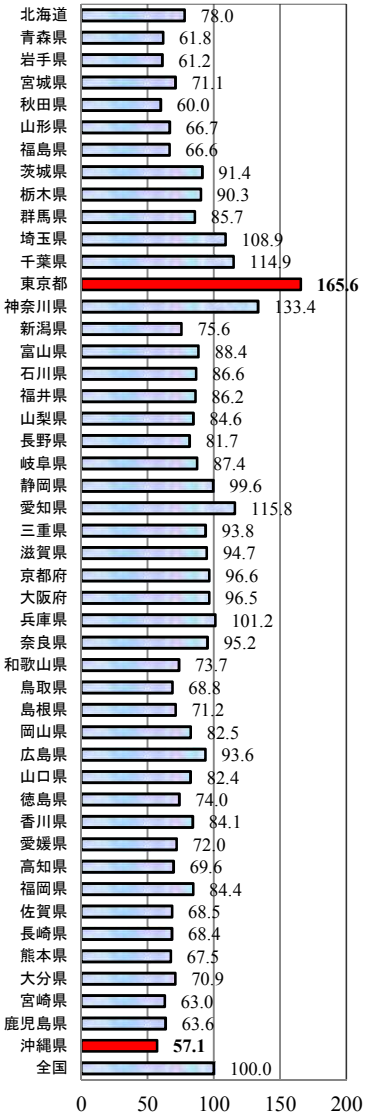

最大／最小：2．9倍
11．1兆円

地方法人二税

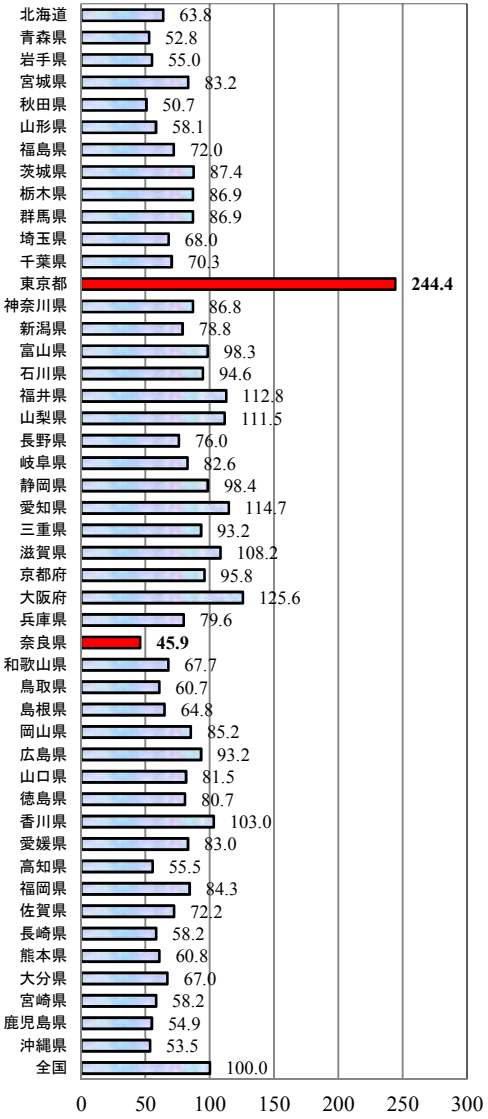

最大／最小：5．3倍
4．6兆円

地方消費税（清算後）

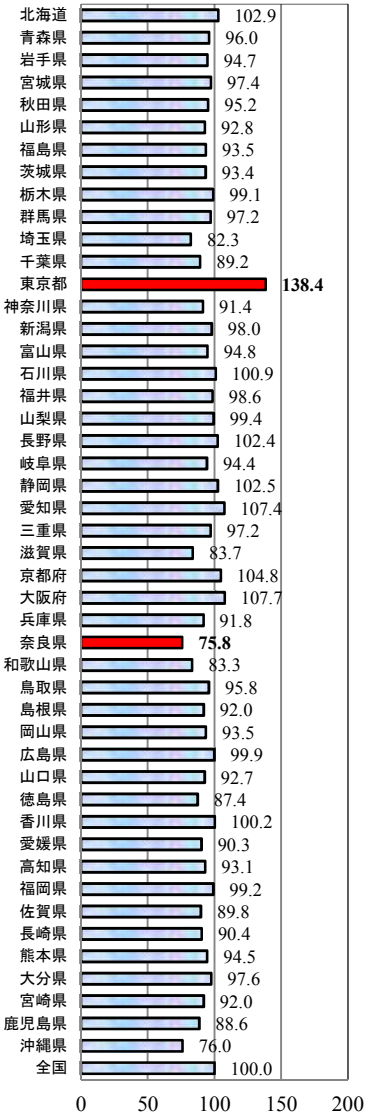

最大／最小：1．8倍
2．6兆円

固定資産税

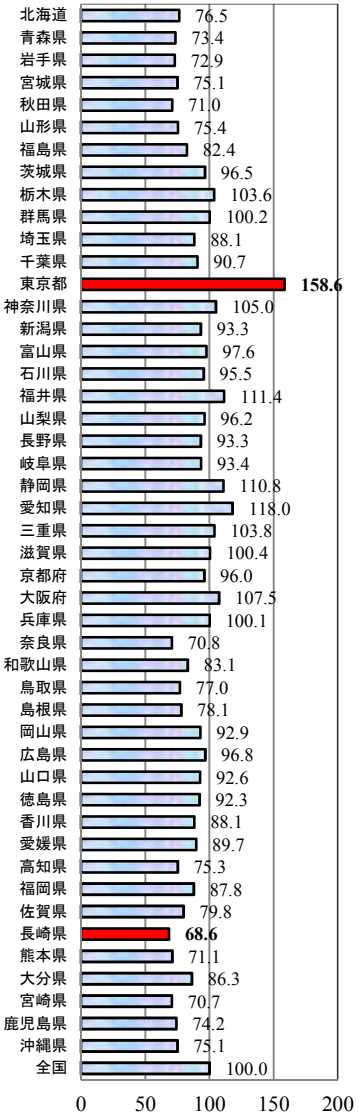

最大／最小：2．3倍
8．9兆円

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

不交付団体

歳入（A）	**地方消費税増加額（1.2%分）** **２，１００億円** ※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。
歳出（B）	**社会保障関係費の増加額** **９００億円**

（A）－（B）＝**１，２００億円**

交付団体

歳入（A’）	**地方消費税増加額（1.2%分）** **１兆３，１００億円　①** **臨時財政対策債の減少** **△５，３００億円　②** **①＋②＝　７，８００億円**
歳出（B’）	**社会保障関係費の増加額** **７，８００億円**

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

（A’）－（B’）＝**０**

注1：交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。

注2：社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等（平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料（総務省、厚生労働省）等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0．34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

（H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より）

消費税10%導入による都道府県税収の変動 （1枚目）

	都道府県	H23年度 都道府県税＋地方法人特別譲与税				地方消費税 1.0%→2.2%				地方法人特別税及び譲与税が廃止された場合の偏在率			
		合計	内、地方消費税	一人あたり税収額	偏在率	合計	内、地方消費税	一人あたり税収額	偏在率	特別税制度増減概数額	特別税廃止時の税収想定	一人あたり税収額	偏在率
		A	B	C	C/平均額	E = A−B+F	F = B×2.2	G	G/平均額	I	J=E−I	K	K/平均額
		百万円	百万円	円	D	百万円	百万円	円	H	百万円		円	L
1	北海道	593,175	113,426	108,358	0.91	729,286	249,538	133,222	0.93	21,200	708,086	129,349	0.90
2	青森県	131,873	26,736	95,350	0.80	163,956	58,820	118,548	0.83	6,800	157,156	113,631	0.79
3	岩手県	127,110	25,116	96,456	0.81	157,249	55,255	119,327	0.83	6,700	150,549	114,243	0.80
4	宮城県	248,662	45,156	107,987	0.91	302,850	99,344	131,519	0.92	4,400	298,450	129,608	0.90
5	秋田県	100,275	20,811	92,333	0.77	125,249	45,785	115,329	0.80	6,000	119,249	109,804	0.77
6	山形県	112,052	21,672	96,580	0.81	138,059	47,678	118,995	0.83	5,700	132,359	114,082	0.80
7	福島県	211,299	37,481	106,081	0.89	256,276	82,458	128,661	0.90	3,800	252,476	126,753	0.88
8	茨城県	353,159	55,649	119,310	1.00	419,938	122,428	141,870	0.99	800	419,138	141,600	0.99
9	栃木県	243,240	39,668	122,307	1.03	290,841	87,269	146,243	1.02	1,500	289,341	145,488	1.01
10	群馬県	233,091	38,952	117,075	0.98	279,833	85,694	140,553	0.98	2,300	277,533	139,398	0.97
11	埼玉県	766,790	118,421	107,251	0.90	908,896	260,527	127,127	0.89	19,600	889,296	124,386	0.87
12	千葉県	688,686	110,423	112,025	0.94	821,194	242,930	133,579	0.93	11,000	810,194	131,790	0.92
13	東京都	2,335,633	353,960	183,919	1.54	2,760,386	778,712	217,366	1.52	▲ 151,000	2,911,386	229,256	1.60
14	神奈川県	1,078,513	164,108	120,945	1.01	1,275,443	361,038	143,029	1.00	8,600	1,266,843	142,065	0.99
15	新潟県	258,521	46,679	109,328	0.92	314,535	102,693	133,017	0.93	2,600	311,935	131,917	0.92
16	富山県	130,832	20,755	120,300	1.01	155,738	45,661	143,202	1.00	500	155,238	142,742	1.00
17	石川県	136,867	23,494	118,322	0.99	165,060	51,687	142,695	1.00	300	164,760	142,436	0.99
18	福井県	99,503	15,944	123,886	1.04	118,635	35,076	147,707	1.03	▲ 3,100	121,735	151,566	1.06
19	山梨県	102,703	17,127	120,015	1.01	123,255	37,679	144,032	1.00	▲ 3,400	126,655	148,005	1.03
20	長野県	236,815	44,226	110,354	0.93	289,886	97,296	135,084	0.94	6,300	283,586	132,149	0.92
21	岐阜県	233,877	39,336	113,042	0.95	281,081	86,540	135,857	0.95	2,300	278,781	134,746	0.94
22	静岡県	467,129	77,430	124,549	1.04	560,046	170,347	149,323	1.04	▲ 2,900	562,946	150,096	1.05
23	愛知県	984,490	157,099	135,545	1.14	1,173,009	345,618	161,501	1.13	▲ 12,100	1,185,109	163,167	1.14
24	三重県	226,789	36,000	123,348	1.03	269,989	79,200	146,844	1.02	▲ 200	270,189	146,953	1.02
	滋賀県	163,987	23,507	117,598	0.99	192,195	51,716	137,827	0.96	▲ 3,800	195,995	140,552	0.98
	京都府	289,615	53,649	113,899	0.96	353,994	118,028	139,218	0.97	400	353,594	139,060	0.97
	大阪府	1,054,098	188,297	121,441	1.02	1,280,054	414,254	147,473	1.03	▲ 16,600	1,296,654	149,385	1.04
	兵庫県	617,286	103,028	110,775	0.93	740,920	226,662	132,962	0.93	7,800	733,120	131,562	0.92

（H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より）

消費税10%導入による都道府県税収の変動 （2枚目）

都道府県	H23年度 都道府県税＋地方法人特別譲与税				地方消費税 1.0%→2.2%				地方法人特別税及び譲与税が廃止された場合の偏在率			
	合計 A 百万円	内、地方消費税 B 百万円	一人あたり税収額 C 円	偏在率 C/平均額 D	合計 E = A−B+F 百万円	内、地方消費税 F = B×2.2 百万円	一人あたり税収額 G 円	偏在率 G/平均額 H	特別税制度増減概数額 I 百万円	特別税廃止時の税収想定 J=E−I	一人あたり税収額 K 円	偏在率 K/平均額 L
奈良県	130,579	21,396	93,188	0.78	156,255	47,072	111,512	0.78	7,100	149,155	106,445	0.74
和歌山県	95,669	17,084	93,915	0.79	116,170	37,585	114,041	0.80	3,200	112,970	110,899	0.77
鳥取県	56,996	11,351	96,814	0.81	70,616	24,971	119,950	0.84	2,300	68,316	116,043	0.81
島根県	70,407	13,205	98,740	0.83	86,254	29,052	120,964	0.84	2,000	84,254	118,159	0.82
岡山県	211,892	36,356	109,698	0.92	255,518	79,982	132,284	0.92	1,800	253,718	131,352	0.92
広島県	326,071	57,268	114,544	0.96	394,792	125,989	138,685	0.97	500	394,292	138,509	0.97
山口県	156,659	26,982	108,379	0.91	189,038	59,361	130,779	0.91	1,300	187,738	129,880	0.91
徳島県	82,005	13,851	104,248	0.87	98,627	30,473	125,378	0.87	▲ 1,400	100,027	127,158	0.89
香川県	116,235	20,301	115,486	0.97	140,597	44,663	139,691	0.97	▲ 500	141,097	140,187	0.98
愛媛県	143,231	26,219	99,377	0.83	174,694	57,681	121,207	0.85	900	173,794	120,582	0.84
高知県	69,803	14,240	91,885	0.77	86,891	31,328	114,379	0.80	4,000	82,891	109,113	0.76
福岡県	545,624	100,840	108,056	0.91	666,633	221,849	132,021	0.92	17,500	649,133	128,555	0.90
佐賀県	85,868	15,432	100,624	0.84	104,387	33,951	122,324	0.85	1,400	102,987	120,684	0.84
長崎県	125,244	26,061	87,492	0.73	156,517	57,335	109,339	0.76	5,400	151,117	105,567	0.74
熊本県	171,453	34,687	94,084	0.79	213,078	76,312	116,926	0.82	7,000	206,078	113,085	0.79
大分県	117,538	23,529	98,210	0.82	145,773	51,763	121,802	0.85	4,000	141,773	118,459	0.83
宮崎県	105,727	21,179	92,440	0.78	131,141	46,593	114,660	0.80	4,200	126,941	110,988	0.77
鹿児島県	150,988	30,429	88,500	0.74	187,503	66,944	109,903	0.77	8,300	179,203	105,038	0.73
沖縄県	112,771	21,770	79,252	0.66	138,895	47,895	97,612	0.68	5,600	133,295	93,676	0.65
合計	15,100,831	2,550,334	119,224		18,161,232	5,610,735	143,386			18,161,232	143,386	

※人口は住民基本台帳人口(H24.3.31現在）による。

※都道府県税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いた額である。

①

最 大　183,919 円/人
最 小　79,252 円/人
最大／最小　2.32 倍

最 大　217,366 円/人
最 小　97,612 円/人
最大／最小　2.23 倍

②

最 大　229,256 円/人
最 小　93,676 円/人
最大／最小　2.45 倍

（H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より）

国税と地方税の税源交換のイメージ（H25予算・地財ベース）

（単位：兆円）

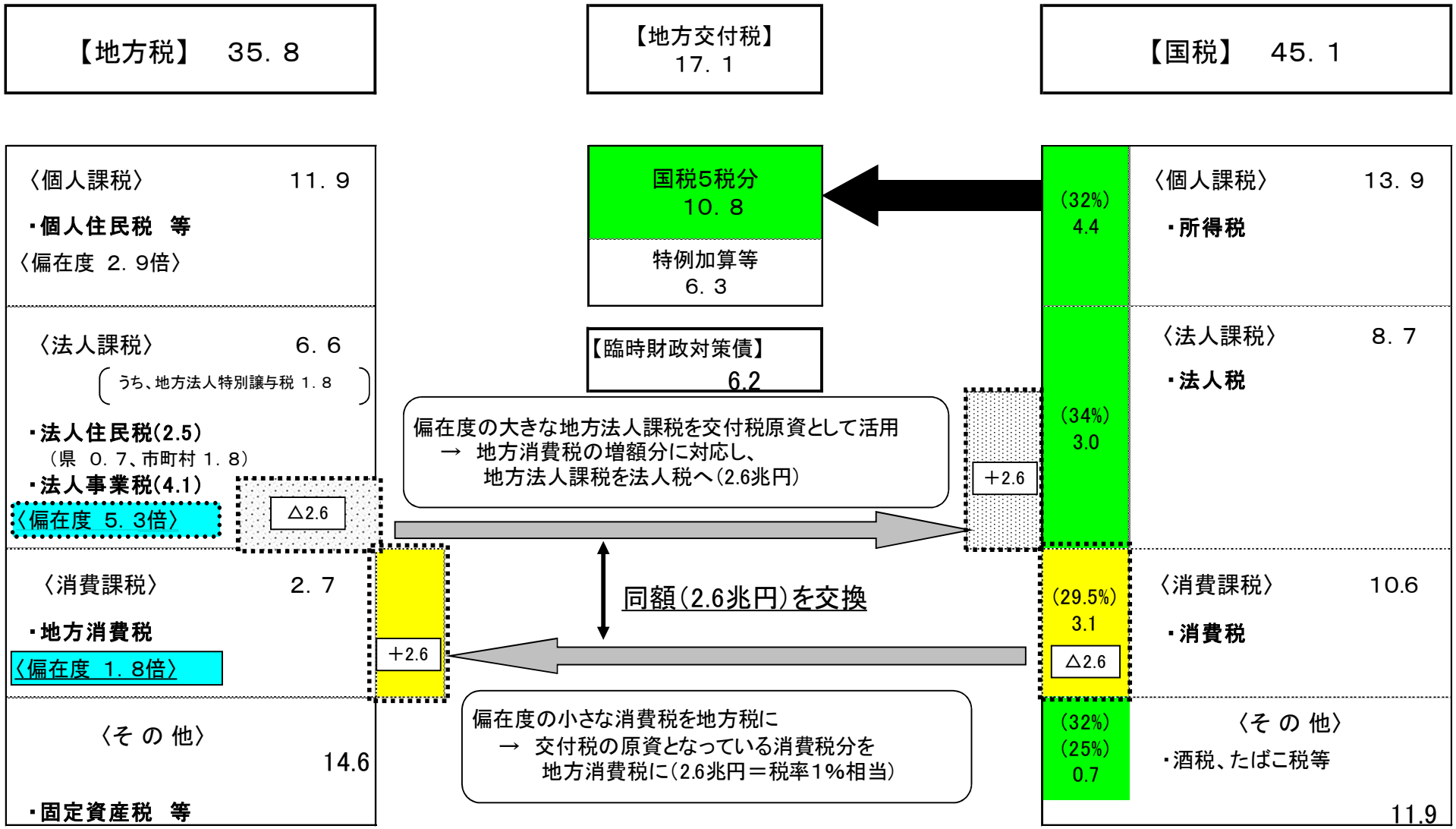

注：国はH25当初予算、地方はH25地方財政計画（ただし、地方税の偏在度はH23決算数値）による。超過課税及び法定外税を含まない。
国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。
地方税の偏在度：各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。

（H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より）

Ⅱ　税制抜本改革の推進

３　自動車取得税の見直し

《 平成26年度税財政等に関する提案（H25.10全国知事会）（抜粋）》

自動車取得税については、平成25年度与党税制改正大綱において、消費税８％の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で改革を行うことは明記する一方、その代替財源については、消費税10%段階で自動車税において新たな課税を実施するなど、地方財政へは影響を及ぼさないとの方向が示されているものの、その具体的な措置が明記されていない。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成 21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源となっており、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成26年度税制改正に向けた検討にあたっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すべきである。

４　自動車税等の見直し

自動車税及び軽自動車税の見直しにあたっては、グリーン化の推進の観点に加え、これらの税が地方の主要税源であり、見直しによる地方財政への影響が大きいこと及び平成25年度与党税制改正大綱においても、自動車取得税の抜本的改革にあたり、消費税10%段階で自動車税において、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさないとされていることとの関係等を十分に踏まえて、検討を進めるべきである。

（参考）消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日 閣議決定）〈抜粋〉

４．消費税率引上げにあたっての対応　（５）住宅取得等に係る給付措置、車体課税の見直し

③ 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第７条第１号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。

地方における道路関係費の財源構成（H23決算）

富山県試算

都道府県

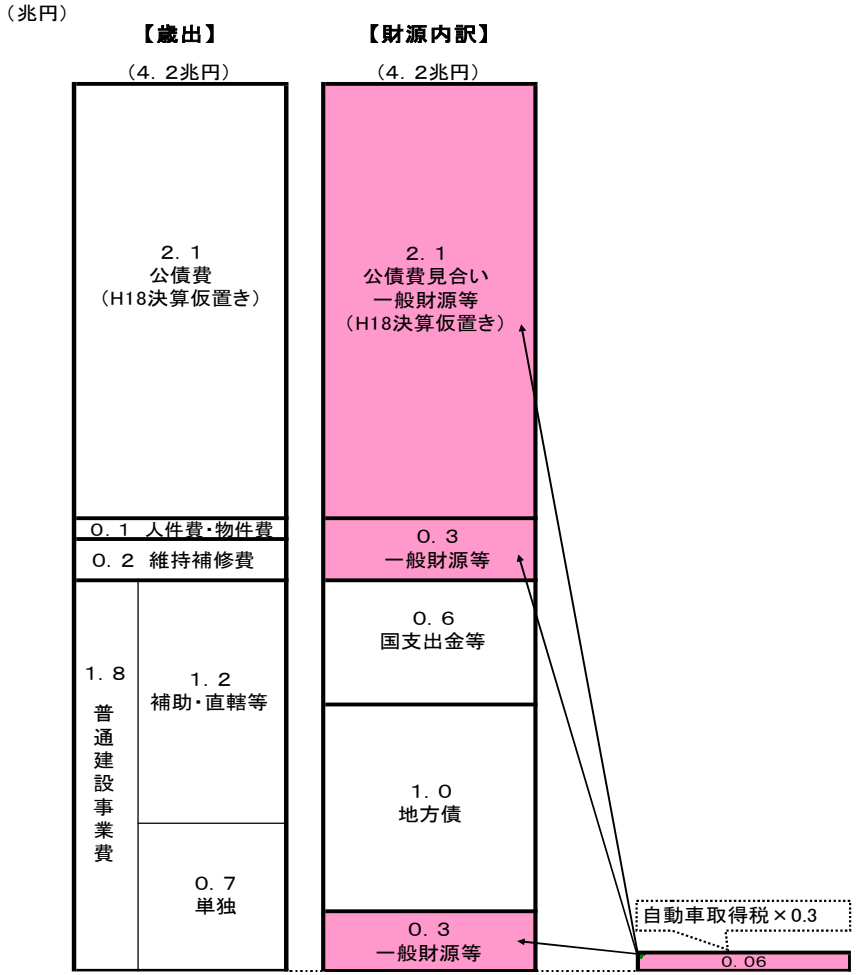

市町村

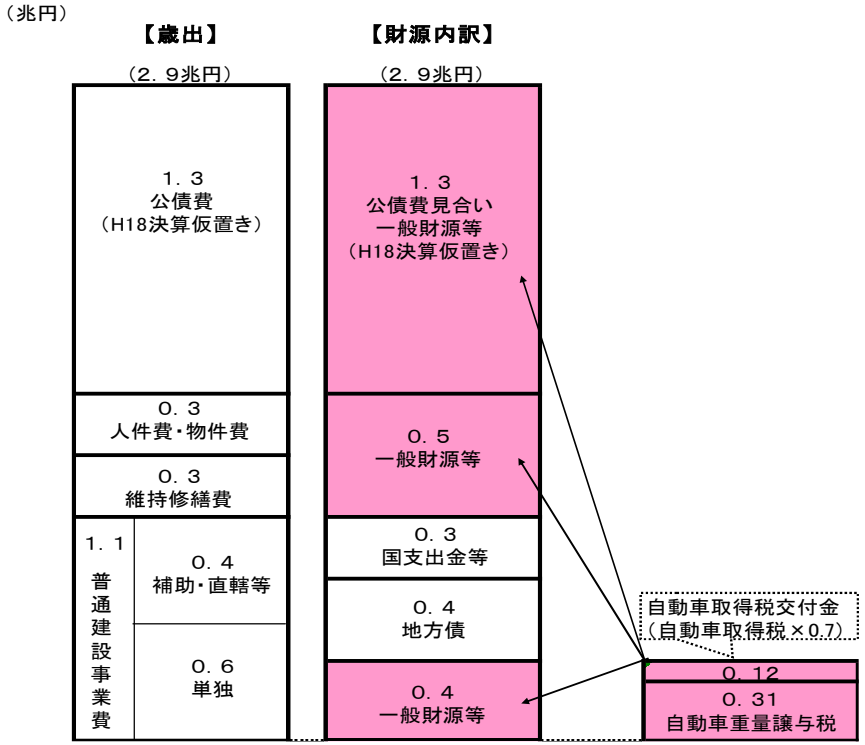

（総務省資料、「地方財政統計年報」より作成）

※ 政府・与党において、平成20年12月8日に「道路特定財源の一般財源化等について」が決定され、平成21年度から実施された。

（注1）表示単位未満の四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合がある。

（注2）純計操作のため、都道府県から市町村への普通建設事業費補助金を都道府県決算から控除している。

Ⅱ　税制抜本改革の推進

５　地球温暖化対策のための財源の確保

《 平成26年度税財政等に関する提案（H25.10全国知事会）（抜粋）》

平成25年度与党税制改正大綱において、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う」とされたことを踏まえ、今後の検討にあたっては、地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映させる制度として、地球温暖化対策のための税の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保する仕組みを構築すべきである。

（参考）平成22年10月28日政府税調提出資料「地球温暖化対策について」

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計　約1兆6,400億円

（都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円）

CO2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

※　総務省が予算額を調査し作成したもの。

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計　約1兆1,284億円

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

※環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

地球温暖化対策のための税

CO2排出量に応じた税率を上乗せ

税収:2,623億円（平年度）

〔石　炭〕税率:670円／t

〔天然ガス、石油ガス等〕税率:780円／t

〔原油及び石油製品〕税率:760円／kℓ

税率:700円／t
〔石　炭〕

税率:1,080円／t
〔天然ガス、石油ガス等〕

税率:2,040円／kℓ
〔原油及び石油製品〕

石油石炭税（国税）
税収:
6,500億円

地球温暖化対策のための税（H24.10.1施行。税率は段階的に引上げ）

【経過措置】	石炭	ガス状炭化水素	原油・石油製品
H24.10.1	220円/t	260円/t	250円/kl
H26. 4.1	440円/t	520円/t	500円/kl
H28. 4.1	670円/t	780円/t	760円/kl

軽油引取税
【本則税率】
税率:15.0円／ℓ
税収:4,314億円

軽油引取税
【当分の間税率】
税率:17.1円／ℓ
税収:4,919億円

軽油引取税
（地方税）

揮発油税
【本則税率】
税率:24.3円／ℓ
税収:12,830億円

揮発油税
【当分の間税率】
税率:24.3円／ℓ
税収:12,830億円

揮発油税
（国税）

地方揮発油税
【本則税率】
税率:4.4円／ℓ
税収:2,332億円

地方揮発油税
【当分の間税率】
税率:0.8円／ℓ
税収:424億円

地方揮発油税
（国税）

※税収は、地球温暖化対策のための税を除き、
平成25年度予算・地方財政計画ベース

平成25年度与党税制改正大綱（抜粋）

第三　検討事項

10　地球温暖化対策は、エネルギー起源CO2排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要がある。このうち、エネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO2吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である。

このため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。

消費税法改正法（概要）（抜粋）

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

1　消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

ヲ　森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

Ⅱ　税制抜本改革の推進

６　成長戦略の展開による地方財政への影響

《 平成26年度税財政等に関する提案（H25.10全国知事会）（抜粋）》

成長戦略に基づく設備投資減税等が政府・与党において取りまとめられ、また与党税制改正大綱（平成25年10月１日）においては、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始するとされているところであるが、地方法人課税の税率引下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念されるところである。

このため、成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

（参考）消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日　閣議決定）〈抜粋〉

４．消費税率引上げにあたっての対応　（１）成長力底上げのための政策

② 投資減税措置等

「日本再興戦略」に沿って、民間投資を活性化するため、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成25 年10 月１日）（以下「与党税制改正大綱」という。）に基づき、以下の政策税制を実施する。

・先端設備の取得など生産性の向上につながる設備投資を促進する税制の創設、中小企業を支援する中小企業投資促進税制の拡充及び企業の研究開発投資を促進する研究開発税制の拡充を行う。

（参考）民間投資活性化等のための税制改正大綱（平成25年10月1日　自由民主党･公明党）〈抜粋〉

第一　基本的考え方

法人課税については、企業の国際競争力や立地競争力の強化のため、国・地方を合わせた表面税率である法人実効税率を引き下げるべきとの意見がある。わが国が直面する産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実につながっていくのか、その政策効果を検証する必要がある。表面税率を引き下げる場合には、財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始することとする。

Ⅲ　基金事業等の取扱い

《 平成26年度税財政等に関する提案（H25.10全国知事会）（抜粋）》

現在の緩やかな景気回復傾向を確かなものとし、地域経済を復調させるためには、引き続き、財政的な下支えが必要であり、地方においては、安定的な雇用が十分に確保されていない状況であること等に鑑み、今年度で期限切れとなる緊急雇用創出臨時特例基金はもとより、森林整備加速化・林業再生基金や地域医療再生基金など既に設置されている基金についても、これらの基金が地域の経済、産業、雇用などを下支えする効果があることを踏まえ、基金事業の進捗などに応じ、必要なものは基金を増額し、事業期間も延長するとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう、要件の見直しを行うべきである。

あわせて、人口減少社会にあって、地域が有する多様な資源を有効に活用して産業振興と雇用の創出を図り、地域経済を再生させるためには、地域産業を支える人づくりが急務となっているという認識に立って、地方が地域経済再生の核となる人づくりを強力に推進できるよう、人材育成強化のための基金を新たに創設すべきである。さらに、女性の活躍促進による経済の活性化や、男女ともに働き暮らしやすい社会の実現に向けて日本の未来を創る女性の活躍を応援するための基金も創設すべきである。

また、経済活動の縮小や社会保障負担の増大など、近い将来国家的な危機を招きかねない少子化の進行を食い止めるために、地方が地域の実情に応じて進めている独自の取り組みを加速化し、創意工夫を活かした総合的な少子化対策を展開できるよう、自由度の高い基金を創設すべきである。

各種交付金による基金一覧

（単位：億円）

	基　金　名　等	事業期間（見直し後）	国予算総額 H20 2次補正	H21 1次補正 2次補正	H22 予備費 1次補正	H23 1次補正 3次補正 4次補正	H24 当初 予備費 1次補正	H25 当初	合　計
1	地方消費者行政活性化基金	H21～25	150	110			65	5	330
2	安心こども基金	H20～25	1,000	1,700	1,000	1,270	1,811		6,781
3	介護職員処遇改善等臨時特例基金	H21～25		4,773			117		4,890
4	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	H21～25		2,495	639		396		3,530
5	地域自殺対策緊急強化基金	H21～25		100	8	37	30		175
6	緊急雇用創出基金（※１）	H21～25	1,500	4,500	2,000	2,000	1,800		11,800
7	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（※２）	H21～25		1,062		27	97		1,186
8	地域医療再生臨時特例基金（※２）	H21～25		3,100	2,100		500		5,700
9	医療施設耐震化臨時特例基金（※２）	H21～25		1,222		167	406		1,795
10	高校生修学支援基金	H21～26		486		599			1,085
11	森林整備加速化・林業再生基金	H21～26		1,238	155	1,443	915		3,751
12	海岸漂着物地域対策推進基金	H25～26					100		100
13	再生可能エネルギー等導入推進基金	H24～28					121	245	366
	合　計		2,650	20,786	5,902	5,543	6,358	250	41,489

（※１）起業支援型地域雇用創造事業については、Ｈ２５までに開始した事業はＨ２６まで実施可能。
（※２）Ｈ２５までに開始した事業は、事業完了まで実施可能

日本再生のための「人づくり」への重点投資に対する支援策について

景気を支える人づくり

○いわゆるアベノミクスにより、景気回復に向けた明るい兆しが生まれているが、こうした効果は一部の分野にとどまり中小企業には波及しておらず、未だ地域経済が活力を取り戻していない状況。

○地域経済を支えているのは地域で活動する「人」であり、地域が有する多様な資源を有効に活用して産業振興と雇用の創出を図り、地域経済を再生させるためには、地域産業を支える担い手の育成はもちろんのこと、我が国の将来を担っていく「人づくり」を進めることが何よりも急務。

※緊急雇用創出基金（H21～25：1兆1,800億円）などがH25年度末で終了

【緊急雇用創出基金を活用して実施している事業例】
- 新規学卒未内定者の計画的な人材養成を実施し、正社員登用を促進する事業
- 介護関係施設で職場訓練等を実施し、介護人材を確保する事業
- 離職者を対象に重点成長分野の企業での訓練付雇用を実施し、再就職を支援する事業

少子化対策の加速化・抜本改革

○合計特殊出生率が2060年度に1.60に収束するという高位推計でも、高齢者一人を支える現役世代は約1.4人となり、1.35の中位推計では約1.3人と世界に例の無い超高齢社会となる。

○現在の人口を維持できる2.07（人口置換水準）に回復できたと仮定しても、約1.7人で１人を支えなければならない極めて厳しい状況。

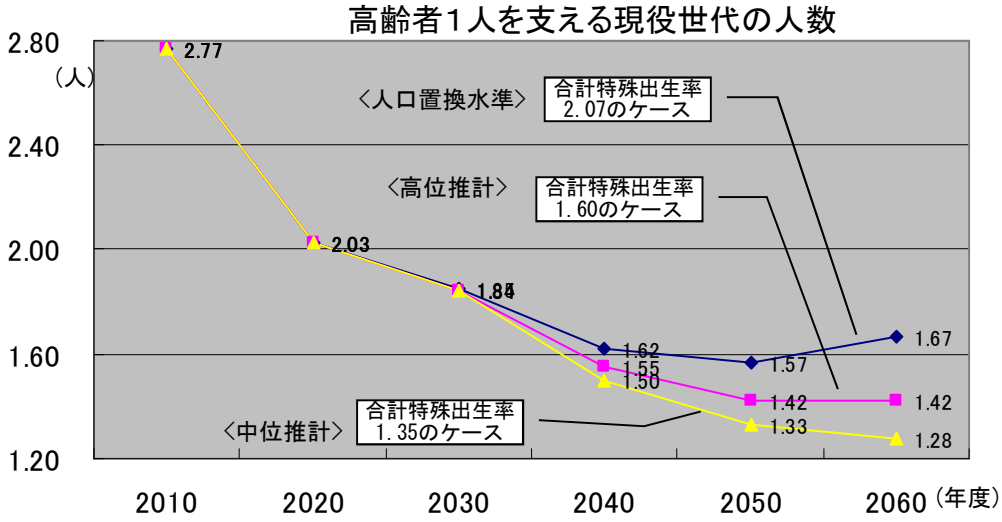

３つの人づくりに重点	内 容
①人材育成強化のための基金	・求職者や新卒者に対し、地方公共団体が研修・訓練を行い、即戦力となる人材を中小企業に供給 ・地域の多様な資源や特性を活かした新たな雇用の受け皿づくりを推進し、ＮＰＯ、コミュニティビジネスを支援　等
②「日本の未来を創る女性活躍応援基金」	・出産・育児・介護などの理由により退職した女性に対する復職支援　等
③「少子化危機突破基金」	・結婚、妊娠、出産に関する相談・支援体制の整備 ・育児軽減負担のための支援　等